

2、主な資源の一覧

分野	単位	対象	機関名	機能		対象となる当事者の年齢状況等*				支援実施場所**			
				主な業務・役割など		小学期	中学期	高校期	卒後	来所	訪問 (家庭)	訪問 (機関)	
教育	公立 私立		各校	学業や学校生活全般に関する一次的・基本的な対応						○	○		
	県		滋賀県総合教育センター	学習や行動上の困難がある子どもについて、相談員がアドバイス。(本人、保護者、教職員)						○			
	県 など	対象 地域	特別支援学校等	センター的機能として、小・中学校等の教員への支援や巡回、および、相談・情報提供などがある。						○		○	
	県/市		教育委員会等による巡回相談員	学校を巡回しての助言や指導								○	
	県		滋賀県心の教育相談センター	不登校に関する相談(本人、保護者、教職員)						○			
	各自治体		教育相談センター・室	学習や行動上の困難がある子どもについて、相談員がアドバイス。(本人、保護者、教職員)						○		○	
	各自治体		適応指導教室	不登校児童生徒の学校生活への復帰を支援するための教室。						○			
福祉 ・ 労働 など	各自治体		発達支援センター・支援室など	日常的な生活に困っている。 しんどさや違和感がある。 「発達障害なのかも・・・」 進路・将来に不安。	* 専門相談(個別)⇒発達障害に関する相談。 * 専門相談(機関等)⇒スーパーバイズ・コンサルテーションや共同での支援など後方支援。研修講師等。 * その他⇒詳細は各事業所等による。	自治体による。				自治体による。			
	各福祉圏域		認証発達障害者ケアマネジメント 支援事業委託事業所			圏域による。				圏域による。			
	県		滋賀県発達障害者 支援センター							○		○	
	各福祉圏域		障害者雇用・生活支援センター 働き・暮らし応援センター	就職に向けた支援や職場定着に向けた支援を、生活面での支援(助言)と併せて。		診断ありで、障害者枠雇用や福祉的就労も考える人。				○	○	○	
	各自治体		委託相談支援事業所	障害についての全般的な相談。事業所ごとに、地域や主たる対象利用者などに特色あり。		一部は成人のみ				○	○	○	
	各自治体		計画相談支援事業所	障害福祉サービス利用にかかる相談や、利用上必要な利用計画書の作成とその後の継続的な確認など。		事業所による				○	○	○	
	—	事業所 による		就労移行や自立訓練事業所	一般就労や日常生活に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着などを旨とする。事業所ごとに特色あり。(原則最長2~3年)						○	一部	
	—	事業所 による		就労継続支援A型	いわゆる福祉的就労・作業所。A型の場合は、雇用契約を結び、原則として最低賃金保障がある。事業所ごとに特色あり。(その他にB型もある。)						○		
	県		滋賀県障害者職業センター	就職に向けての相談や職業評価等、また、個別に応じた2~12週間程度のプログラムを実施し、就職後のジョブ コーチ等もある。		診断およびハローワークへの登録がある人				○			
	県		滋賀県立高等技術専門校 (テクノカレッジ)	就職に必要な知識や技能を習得するための職業訓練を実施している。知的障害のある方を対象とした総合実務科は 販売や事務などのサービス業の就職を目指す1年間の訓練コース。						○			
	国	各圏域		ハローワーク(障害者窓口)	主として障害者枠雇用を考える人の就職紹介・斡旋など。						○		
	県	各対象 地域		若者サポートステーション	無業者やフリーター(そうなる予定)の人に対する、就職に向けた相談および就職体験の場の設定。		15~44歳で、障害の診断が無い、無業者やフリーターなど				○		
	県/各自治体			子ども家庭相談室など	非行や虐待相談などに関する相談。		18歳未満				○	○	△
	—	事業所 による		放課後等デイサービス	障害のある子どもに向けた、放課後や休日における居場所作りや訓練等を実施。						○		
	県・大津市			各圏域保健所	ひきこもりなどを含んで、家庭での生活全般を踏まえた相談ができ、医師との相談等もある。		概ね15歳以上				○	○	△
	各自治体			地域保健機関	各自治体・居住地域ごとの保健機関で、保健師が常駐し、地域生活全般について細やかに相談対応。「地域の保健 室」。精神疾患に関する家族の集いなども。						○	○	△
	県・各自治体			あずくる・少年センター	非行等の問題を抱える子どもに関して、生活改善・自分探し・就学・就労・家庭などについての支援・相談。		概ね20歳未満				○	○	△
	各自治体			子ども・若者総合相談窓口	ニートやひきこもりや不登校など、子ども・若者を取り巻く様々な悩み・問題に関する、総合的な窓口。		39歳まで				○		
	県		15~39歳(県は小学生~39歳)				○						
	県			ひきこもり支援センター	ひきこもりに関する相談や家族の学習会、また、当事者会など。		概ね15歳以上				○		
医療	病院・医院ごとに特色あり。(精神障害・思春期の当事者の集まりやデイサービス、および、電話相談などが併設されているところなどもある。)					病院・医院による				○			